



山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (8)

目 次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) …… 1
- 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) ……37
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) ……38
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) ……39
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (同) ……同
- 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則…………… (同) ……同
- 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) ……40
- 山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… (同) ……同

訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (同) ……同
- 山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……45
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……47
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……53
- 山形県職員研修規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……57

告 示

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程…………… (同) ……同

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

「第1款 部等の分掌事務

第1款の2 子ども政策室の分掌事務

第1款の3 危機管理室の分掌事務

第1款の4 総合政策室の分掌事務

第2款 課の分掌事務

第1目 知事直轄の組織各課の分掌事務

第2目 総務部各課の分掌事務

第3目 文化環境部各課の分掌事務

第4目 健康福祉部各課の分掌事務

第5目 商工労働観光部各課の分掌事務

目次中

を

第6目 農林水産部各課の分掌事務

第7目 土木部各課の分掌事務」

「第1款 部の分掌事務

第1款の2 総合政策局の分掌事務

第1款の3 危機管理・くらし安心局の分掌事務

第1款の4 観光交流局の分掌事務

第2款 課等の分掌事務

第1目 戦略調整監所属の分掌事務

第2目 総務部各課の分掌事務 に、「出納局各課」を「会計局各課」に、

第3目 生活環境部各課の分掌事務

第4目 子育て推進部各課の分掌事務

第5目 健康福祉部各課の分掌事務

第6目 商工観光部各課の分掌事務

第7目 農林水産部各課の分掌事務

第8目 県土整備部各課の分掌事務」

「第2節の2 知事直轄の組織所管の出先機関

第1款 福祉相談センター

第2款 児童相談所

第3款 乳児院

第4款 朝日学園

第5款 婦人相談所

第6款 金谷寮 を

第3節 総務部所管の出先機関

第1款 職員育成センター

第2款 自動車税事務所

第3款 消費生活センター

第4款 消防学校

第4節 文化環境部所管の出先機関」

「第3節 総務部所管の出先機関

第4節 生活環境部所管の出先機関

第1款 環境科学研究センター

第2款 消防学校

第3款 消費生活センター

第4款 職業能力開発校

第4節の2 子育て推進部所管の出先機関 に、「商工観光労働部所管」を「商工観光部所管」に、

第1款 福祉相談センター

第2款 児童相談所

第3款 乳児院

第4款 朝日学園

第5款 婦人相談所

第6款 金谷寮」

「第3款 工業技術センター

第4款 高度技術研究開発センター 「第2款の2 産業技術短期大学校

第5款及び第6款 削除 を 第3款 工業技術センター に、「土木部所管」を

第7款 産業技術短期大学校 第4款 高度技術研究開発センター」

第8款 職業能力開発校」

「県土整備部所管」に改める。

第4条中「、知事直轄の組織」を削り、「分課並びに出納局」を「分課（第9条第1項に定める戦略調整監所属を含む。）並びに会計局」に改める。

第8条の見出しを「(部)」に改め、同条中「山形県部等設置条例」を「山形県部設置条例」に改め、同条中第1

号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 生活環境部
- (3) 子育て推進部

第8条第5号を次のように改める。

- (5) 商工観光部

第8条第7号を次のように改める。

- (7) 県土整備部

第8条の2を次のように改める。

(局)

第8条の2 総務部に総合政策局を置く。

2 生活環境部に危機管理・くらし安心局を置く。

3 商工観光部に観光交流局を置く。

第9条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第1項を次のように改める。

総務部に次項に定める課に属さない組織として戦略調整監所属を置き、戦略調整監所属に地域主権担当、国際経済戦略担当及び自動車関連産業・新産業担当を置く。

第9条第2項の表総務部の項中 「職員厚生課」 を 「総務厚生課」 に、「年金担当」を「年金担当、給与

システム担当、諸手当担当、旅費担当、業務企画・開発担当」に、「文書課」を「学事文書課」に、

「文書管理係、情報公開担当」を「文書・情報公開担当、私学宗務担当、高等教育担当」に、

税政課	庶務係、企画・納税担当、課税担当、税務電算開発担当	を
市町村支援課	庶務係、行政担当、財政係、理財係、税政係	

「税政課 庶務担当、企画・納税担当、課税担当、税務電算担当」に改め、同表

中

文化環境部	文化振興課	庶務係、企画調整担当、文化振興担当	を
	学術振興課	高等教育担当、科学技術振興担当	
	環境企画課	庶務係、環境企画担当	
	循環型社会推進課	廃棄物対策担当、監視指導担当、リサイクル推進担当、環境産業担当	
	みどり自然課	自然環境担当、環境影響評価担当、温泉保全係、施設整備担当、みどり環境担当	

生活環境部	生活文化課	庶務係、企画調整担当、文化振興担当
	地球温暖化対策課	環境企画担当、地球温暖化対策担当
	水大気環境課	環境保全担当
	循環型社会推進課	廃棄物対策担当、リサイクル推進担当、環境産業担当
	みどり自然課	自然環境担当、環境影響評価担当、温泉保全係、施設整備担当、みどり環境担当
子育て推進部	子育て支援課	庶務係、企画調整担当、少子化対策・地域子育て支援担当、保育育成担当
	子ども家庭課	児童養護担当、母子福祉担当、母子保健担当
	青少年・男女共同参画課	男女共同参画担当、青少年対策担当

に

改め、同表健康福祉部の項中「医務担当、地域医療対策担当、医師確保対策担当、地域医療情報ネットワーク整備推進担当」を「地域福祉担当、援護恩給担当、保護担当」に、

地域福祉課	地域福祉担当、援護恩給担当、保護担当、医療保険担当	を
-------	---------------------------	---

地域医療対策課	医務担当、地域医療対策担当、医師確保対策担当、地域医療情報ネットワーク整備推進担当、医療保険担当	に改め、同表中
---------	--	---------

商工労働観光部	産業政策課	庶務係、企画調整担当、産業戦略担当、経営支援担当、金融担当、鉱政担当、計量担当
	工業振興課	ものづくり振興担当、戦略技術担当
	商業経済交流課	国際経済担当、物流戦略担当、ブランド戦略担当
	観光振興課	観光企画担当、観光振興担当、国際観光担当
	雇用労政課	労政担当、雇用対策担当

を

商工観光部	産業政策課	庶務係、企画調整担当、産業戦略担当、経営支援担当、産業人材育成担当、金融担当、鉱政担当、計量担当
	工業振興課	ものづくり振興担当、戦略技術担当、科学技術振興担当
	商業・まちづくり振興課	商業振興担当、流通・サービス産業振興担当、まちづくり担当

に改め、同表農林水産

部の項中	経営安定対策課	構造政策担当、農業経営支援担当、金融担当、農村環境保全担当	を
------	---------	-------------------------------	---

農業経営課	構造政策担当、農業経営支援担当、金融担当
農山漁村計画課	庶務係、予算担当、計画調整担当、農山漁村振興担当

に改め、

「、技術調整担当」を削り、

農村計画課	庶務係、予算担当、土地改良指導担当、計画調整担当、 監理技術担当、施設水利担当、農山村整備担当
-------	--

を

農村整備課	施設水利担当、土地改良指導担当、農山村整備担当、監 理技術担当
-------	------------------------------------

に改め、同表中

土木部	管理課	庶務係、予算担当
	建設企画課	建設業振興担当、建設行政担当、積算技術担当、監督指 導担当、システム開発担当
	交通政策課	交通企画担当、物流性能対策担当
	都市計画課	庶務係、行政担当、都市計画担当、街路・区画整理担当、 都市公園担当、新都市開発調整担当
	道路課	庶務係、道路行政担当、道路企画担当
	河川砂防課	庶務係、行政担当、河川管理・災害情報担当、河川整 備・ダム担当

を

県土整 備部	管理課	庶務係、調整担当、予算担当
	建設企画課	建設業振興担当、建設行政担当、積算技術担当、監督指 導担当、システム開発担当
	用地課	用地担当、土地政策担当
	都市計画課	庶務係、行政担当、都市計画担当、街路・区画整理担当、 都市公園担当、新都市開発調整担当、景観・屋外広告物 担当、県土づくり担当
	下水道課	流域下水道担当、公共下水道担当
	道路課	庶務係、道路行政担当、道路企画担当
	河川課	庶務係、行政担当、河川管理担当、河川整備・ダム担当
	砂防・災害対策課	砂防企画担当、砂防事業担当、災害復旧担当、災害経理 担当
	空港港湾課	空港担当、港湾担当

に改め、同条第3項を

削り、同条第4項中「総務部総合政策室」を「総務部総合政策局」に改め、同項の表中「、調整担当」を削り、

地域政策課	地域政策担当
-------	--------

を

市町村課	庶務係、行政担当、財政係、理財係、税政係
地域・交通政策課	地域活性化・プロジェクト推進担当、特定地域・コミュニティ振興担当、交通企画担当

に、「電子県庁システム調整担当、

給与システム担当、業務企画・開発担当」を「基幹ネットワーク調整担当」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項の表中

文化振興課	県民活動推進室	
	国際室	旅券係
環境企画課	地球温暖化対策室	
	環境保全室	

を

生活文化課	県民活動推進室	
-------	---------	--

に、

商業経済交流課	商業活性化推進室	
雇用労政課	産業人材育成室	産業人材育成担当、職業能力開発担当

を

経済交流課	国際室	旅券係
-------	-----	-----

に、

管理課	県土づくり推進室	企画担当、県土づくり担当、土地政策担当、調整担当
	用地室	
交通政策課	空港港湾室	空港担当、港湾担当
都市計画課	下水道室	流域下水道担当、公共下水道担当
道路課	保全整備室	道路環境担当、国道・市町村道・橋梁 ^{りょう} 担当、地方道担当
	高速道路整備推進室	
河川砂防課	砂防・災害復旧室	砂防事業担当、災害復旧担当、災害経理担当

を

管理課	県土整備推進室		に改め、同項
道路課	保全整備室	道路環境担当、国道・市町村道・橋梁 ^{りょう} 担当、地方道担当	
	高速道路整備推進室	整備担当、用地対策担当	

を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 生活環境部危機管理・くらし安心局に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係、担当及び隊を置く。

課名	係・担当・隊名
危機管理課	庶務係、危機管理・国民保護対策担当、防災担当、消防・保安担当、消防防災航空隊
くらし安心課	消費者行政推進担当、防犯まちづくり・交通安全対策担当
雇用対策課	労政担当、雇用対策担当、職業能力開発担当
食品安全対策課	食品衛生企画担当、農薬安全担当、水道事業担当

- 5 商工観光部観光交流局に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる担当を置く。

課名	担当名
観光交流課	観光企画・観光地域づくり担当、観光振興担当、国際観光担当
経済交流課	経済交流担当、物流推進担当、ブランド戦略担当

第11条の見出しを「(会計局)」に改め、同条第1項中「出納局」を「会計局」に改め、同条第2項中「出納局」を「会計局」に改め、同項の表を次のように改める。

課名	係・担当名
会計課	庶務係、資金管理担当、決算国費担当、調達担当
工事検査課	

第11条に次の1項を加える。

- 3 会計課に指導審査室を置き、指導審査室に指導検査・システム担当及び審査出納担当を置く。

「第1款 部等の分掌事務」を「第1款 部の分掌事務」に改める。

第11条の2を削る。

第12条中「山形県部等設置条例」を「山形県部設置条例」に改め、同条第1号中リを削り、ヌをリとし、同条第2号中「文化環境部」を「生活環境部」に改め、同号イ中「、県民活動及び国際交流」を「及び県民活動」に改め、同号に次のように加える。

ハ 防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項

ニ 労働に関する事項

第12条第6号中「土木部」を「県土整備部」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、同条第4号中「商工労働観光部」を「商工観光部」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、同号に次のように加える。

ホ 国際交流に関する事項

第12条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 子育て推進部

イ 子育て支援その他の少子化対策に関する事項

ロ 児童養護、母子保健及び母子福祉に関する事項

ハ 青少年対策及び男女共同参画に関する事項

第2章第2節第1款の2から第1款の4までを次のように改める。

第1款の2 総合政策局の分掌事務

(総合政策局の分掌事務)

第12条の2 総務部総合政策局の分掌事務は、県行政の総合的な企画及び調整に関する事項、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項、地域振興に関する事項、情報化の推進に関する事項並びに統計に関する事項とする。

第1款の3 危機管理・くらし安心局の分掌事務

(危機管理・くらし安心局の分掌事務)

第12条の3 生活環境部危機管理・くらし安心局の分掌事務は、防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項並びに労働に関する事項とする。

第1款の4 観光交流局の分掌事務

(観光交流局の分掌事務)

第12条の4 商工観光部観光交流局の分掌事務は、観光に関する事項及び国際交流に関する事項とする。

「第2款 課の分掌事務」を「第2款 課等の分掌事務」に改める。

第2章第2節第2款第1目を次のように改める。

第1目 戦略調整監所属の分掌事務

(戦略調整監所属の分掌事務)

第13条 戦略調整監所属の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 特定課題に関する施策の総合企画及び調整に関すること

(2) 重要施策の総合調整、促進及び進行管理に関すること

(3) 知事会に関すること

第14条第1項中「危機管理室各課及び総合政策室各課」を「総合政策局各課」に改め、同項第4号中「職員厚生課」を「総務厚生課」に改め、同号イ中「レクリエーション」を「健康増進」に改め、同号へ中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同号に次のように加える。

ト 職員の給与の支給その他総務事務の集中処理に関すること

チ 職員の人事、給与及び福利厚生に係る情報システムの運用管理に関すること

第14条第1項第6号中「文書課」を「学事文書課」に改め、同号に次のように加える。

タ 宗教法人に関すること

レ 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること

ソ 高等教育機関の整備推進に関すること

ツ 県史資料の保存及び整理に関すること

ネ 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学に関すること

第14条第1項第8号ト及び同項第9号から第12号までを削り、同項第13号中イを削り、ロをイとし、ハ及びニを削り、同号ホ中「地域政策課」を「戦略調整監所属、地域・交通政策課」に改め、同号中ホをロとし、同号へ中「総務部総合政策室内」を「総務部総合政策局内」に改め、同号中へをハとし、同号ト中「総務部総合政策室」を「総務部総合政策局」に、「地域政策課」を「市町村課、地域・交通政策課」に改め、同号中トをニとし、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 市町村課

イ 市町村その他地方公共団体の行財政一般の助言に関すること

ロ 市町村税に関すること

ハ 地方交付税（県分を除く。）に関すること

ニ 市町村振興資金貸付に関すること

ホ 市町村総合交付金に関すること

へ 市町村債に関すること

ト 市町村職員共済組合に関すること

- チ 行政書士に関する事
- リ 住居表示に関する事
- ヌ 市町村の土地開発公社に関する事
- ル 自衛官の募集に関する事
- ヲ 県選挙管理委員会に関する事

第14条第1項第14号中「地域政策課」を「地域・交通政策課」に改め、同号に次のように加える。

- ニ 交通体系の総合調整に関する事
- ホ 空港利用の促進に関する事
- ヘ 鉄道輸送対策に関する事
- ト 地方バス路線維持対策に関する事
- チ 運輸事業振興助成事業に関する事

第14条第1項第14号を同項第11号とし、同項第15号トを削り、同号を同項第12号とし、同項中第16号を第13号とする。

「第3目 文化環境部各課の分掌事務」を「第3目 生活環境部各課の分掌事務」に改める。

第15条の見出し中「文化環境部各課」を「生活環境部各課」に改め、同条第1項中「文化環境部各課」を「生活環境部各課（危機管理・くらし安心局各課を含む。）」に改め、同項第1号中「文化振興課」を「生活文化課」に改め、同号ホからヌまでを削り、同号ル中「学術振興課」を「地域温暖化対策課、水大気環境課、循環型社会推進課及びみどり自然課」に改め、同号中ルをホとし、ヲをへとし、同号ワ中「県政史緑地及び国際交流センター」を「及び県政史緑地」に改め、同号中ワをトとし、カをチとし、同項第2号を削り、同項第3号中「環境企画課」を「地球温暖化対策課」に改め、同号中チからワまでを削り、カをチとし、同号ヨ中「事務で」を「事務で水大気環境課、」に改め、同号中ヨをリとし、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 水大気環境課

- イ 大気環境、水環境、土壌及び地盤環境の保全に関する事
- ロ 騒音、振動及び悪臭防止対策に関する事
- ハ 化学物質対策に関する事
- ニ 酸性雨対策及びオゾン層保護対策に関する事
- ホ 農用地土壌汚染対策地域の指定に関する事

第15条第1項に次の4号を加える。

(6) 危機管理課

- イ 危機管理に関する体制の整備、緊急事態への対応及び関係機関との連絡調整に関する事
- ロ 国民保護に関する事
- ハ 県民生活の安全に関する総合企画に関する事
- ニ 災害対策の総合調整に関する事
- ホ 災害救助に関する事
- ヘ 気象情報の収集及び伝達に関する事
- ト 防災行政無線に関する事
- チ 消防防災ヘリコプターの運航管理に関する事
- リ 消防に関する事
- ヌ 危険物取扱者及び消防整備士に関する事
- ル 危険物、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類に関する事
- ヲ 猟銃等の製造及び販売に関する事
- ワ 電気用品及びガス用品に関する事
- カ 電気工事業及び電気工事士に関する事
- ヨ 消防学校に関する事
- タ 生活環境部危機管理・くらし安心局内の庶務に関する事
- レ 生活環境部危機管理・くらし安心局内の連絡調整に関する事
- ソ その他生活環境部危機管理・くらし安心局の分掌事務でくらし安心課、雇用対策課及び食品安全対策課の所掌に属しないものに関する事

(7) くらし安心課

- イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する事

- ロ 特定商取引及び割賦販売の適正化に関する事
- ハ 不当な景品及び表示の防止に関する事
- ニ 消費生活協同組合に関する事
- ホ 消費者の契約の適正化に関する事
- ヘ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する事
- ト 犯罪被害者等支援の推進に関する事
- チ 交通安全運動の推進に関する事
- リ 交通事故被害者対策に関する事
- ヌ 消費者生活センターに関する事

(8) 雇用対策課

- イ 労働組合及び労働関係の調整に関する事
- ロ 労働委員会の委員の任免に関する事
- ハ 労働者福祉の向上に関する事
- ニ 労務管理の改善に関する事
- ホ 労働情報の収集及び分析に関する事
- ヘ 労働教育に関する事
- ト 就業促進及び雇用対策に関する事
- チ 公共職業訓練に関する事
- リ 事業主等が行う職業訓練その他職業訓練に関する事
- ヌ 技能検定に関する事
- ル 職業能力開発専門校に関する事

(9) 食品安全対策課

- イ 食品安全対策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 農薬の取締りに関する事（エコ農業推進課で所掌するものを除く。）
- ハ 食品衛生に関する事
- ニ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事
- ホ と畜検査に関する事（牛海綿状脳症及び口蹄疫に関するものに限る。）
- ヘ 食鳥処理事業及び食鳥検査に関する事
- ト 水道に関する事
- チ 飲用のための井戸及び飲用水の衛生対策に関する事

第15条第2項を次のように改める。

2 生活文化課の分掌事務のうち前項第1号ハ及びニに掲げる事務は、県民活動推進室で所掌する。

第2章第2節第2款第7目の目名中「土木部各課」を「県土整備部各課」に改める。

第19条の見出し中「土木部各課」を「県土整備部各課」に改め、同条第1項中「土木部各課」を「県土整備部各課」に改め、同項第1号中ハからツまでを削り、同号ネ中「及び交通政策課」を「、用地課及び空港港湾課」に改め、同号中ネをハとし、ナをニとし、ラをホとし、同項第2号ト中「土木部」を「県土整備部」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 用地課

- イ 土地利用に関する企画及び総合調整に関する事
- ロ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関する事
- ハ 土地取引の規制に関する事
- ニ 遊休土地に関する事
- ホ 地価の調査に関する事
- ヘ 土地譲渡益重課制度に係る特定住宅用地の設定及び譲渡予定価格の審査に関する事
- ト 不動産鑑定業に関する事
- チ 土木事業の施行に伴う土地等の取得、借入及び補償の指導に関する事
- リ 土木事業の施行に伴う土地等の登記の指導に関する事
- ヌ 土地等の収用及び使用に関する事
- ル 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関する事
- ヲ 都市計画区域内の土地の先買いに関する事

- ワ 山形県土地開発公社に関する事
- カ 公有水面（湖沼に限る。）の埋立てに関する事
- ヨ 収用委員会に関する事

第19条第1項第4号イ中「建築住宅課で所掌するものを除く。」を削り、同号ロ中「都市計画区域内」を「都市計画区域内等」に改め、同号ホ中「県民文化課及び交通政策課」を「生活文化課及び空港港湾課」に改め、同号チからヌまでを次のように改める。

- チ 景観の形成に関する事
- リ 屋外広告物に関する事
- ヌ 下水道課の庶務に関する事

第19条第1項第4号ルを削り、同項中第7号を第10号とし、同項第6号中「河川砂防課」を「河川課」に改め、同号中ニ及びホを削り、へをニとし、トをホとし、チをへとし、リからヲまでを削り、同号に次のように加える。

- ト 砂防・災害対策課の庶務に関する事

第19条第1項中第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 砂防・災害対策課

- イ 国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業の総括に関する事
- ロ 市町村災害復旧事業に関する事
- ハ 砂防に関する事
- ニ 地すべり等の防止に関する事（農村整備課及び森林課で所掌するものを除く。）
- ホ 急傾斜地の崩壊の防止に関する事
- へ 土砂災害の防止に関する事

(9) 空港港湾課

- イ 空港の整備及び維持管理に関する事
- ロ 空港の周辺環境対策に関する事
- ハ 港湾及び海岸（港湾の区域内のものに限る。）の整備及び維持管理に関する事
- ニ 公有水面（港湾の区域内のものに限る。）の埋立てに関する事
- ホ 山形空港事務所に関する事
- へ ふるさと交流広場、庄内空港緩衝緑地及び米沢ヘリポートの管理に関する事

第19条第1項中第5号を第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 下水道課

- イ 流域別下水道整備総合計画に関する事
- ロ 公共下水道に関する事
- ハ 流域下水道に関する事
- ニ 都市下水路に関する事

第19条第2項中「前項第1号ロからルまでに掲げる事務は県土づくり推進室で、同号ヲからツまでに掲げる事務は用地室で、交通政策課の分掌事務のうち同項第3号トからヲまでに掲げる事務は空港港湾室で、都市計画課の分掌事務のうち同項第4号チからルまでに掲げる事務は下水道室」を「前項第1号ロに掲げる事務は県土整備推進室」に改め、「、河川砂防課の分掌事務のうち同項第6号ニ、ホ及びリからルまでに掲げる事務は砂防・災害復旧室で」を削る。

第2章第2節第2款中第7目を第8目とする。

第18条第1項第1号へ中「経営安定対策課」を「農業経営課」に改め、同項第2号中トを削り、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同項第3号中「経営安定対策課」を「農業経営課」に改め、同号ロ中「担い手」を「農業者」に改め、同号中チを削り、リをチとし、ヌ及びルを削り、ヲをリとし、同項第8号中トを削り、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、同号ナ中「農村計画課及び河川砂防課」を「農村整備課及び砂防・災害対策課」に改め、同号中ナをネとし、ラをナとし、ムをラとし、同号を同項第9号とし、同項第7号中「農村計画課」を「農村整備課」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、同号レ中「河川砂防課」を「砂防・災害対策課」に改め、同号中レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネ及びナを削り、ラをツとし、ムをネとし、ウをナとし、ヰをラとし、ノを削り、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中タを削り、レをタとし、ソをレとし、ツを

ソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、ムをラとし、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 農山漁村計画課

- イ 農業農村整備事業の総合企画、調整及び推進に関すること
- ロ 農山漁村の振興対策に関すること（他課で所掌するものを除く。）
- ハ 水田畑地化振興対策事業の総合企画、調整及び推進に関すること（生産技術課で所掌するものを除く。）
- ニ 土地改良施設の維持管理に関すること
- ホ 中山間地域等直接支払制度に関すること
- ヘ ふるさと農村地域活性化基金に関すること
- ト 特用林産物の生産振興及び消費拡大に関すること
- チ 農村整備課の庶務に関すること
- リ その他農山漁村の整備事業に関する事務で生産技術課、農村整備課及び森林課の所掌に属しないもの

第18条第2項中「同項第2号ヌ」を「同項第2号リ」に改める。

第2章第2節第2款中第6目を第7目とする。

第2章第2節第2款第5目の目名中「商工労働観光部各課」を「商工観光部各課」に改める。

第17条の見出し中「商工労働観光部各課」を「商工観光部各課」に改め、同条第1項中「商工労働観光部各課」を「商工観光部各課（観光交流局各課を含む。）」に改め、同項第1号中ルを削り、ヲをルとし、同ルの次に次のように加える。

- ヲ 産業人材の育成に関すること

第17条第1項第1号ネ中「及び名古屋事務所」を「、名古屋事務所及び産業技術短期大学校」に改め、同項第2号ニを次のように改める。

- ニ 有機エレクトロニクス関連産業の事業化推進に関すること

第17条第1項第2号中ヲをカとし、ルをワとし、ヌの次に次のように加える。

- ル 科学技術の振興に関すること

- ヲ 職員の職務発明に関すること

第17条第1項第3号中「商業経済交流課」を「商業・まちづくり振興課」に改め、同号中へからチまでを削り、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 流通産業及びサービス産業の振興に関すること

第17条第1項第4号中「観光振興課」を「観光交流課」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

- ト グリーン・ツーリズムの推進に関すること

第17条第1項第5号を次のように改める。

(5) 経済交流課

- イ 経済交流の促進に関すること
- ロ 物流活性化に関すること
- ハ 県産品の品質及び価値の向上並びに販路開拓に関すること
- ニ 国際化に関する施策の総合企画及び調整に関すること
- ホ 国際交流の推進に関すること
- ヘ 国際協力に関すること
- ト 海外渡航及び海外移住に関すること
- チ 外国との渉外に関すること
- リ 国際交流センターの管理に関すること

第17条第2項中「商業経済交流課」を「経済交流課」に、「同項第3号イ、ロ、ニ及びホ」を「同項第5号ニからリまで」に、「商業活性化推進室」を「国際室」に改め、「、雇用労政課の分掌事務のうち同項第5号チからヲまでに掲げる事務は産業人材育成室で」を削る。

第2章第2節第2款中第5目を第6目とする。

第16条第1項第1号中ロからホまでを削り、へをロとし、同ロの次に次のように加える。

- ハ 地域福祉に関すること
- ニ 社会福祉事業に関すること（他課で所掌するものを除く。）
- ホ 生活保護に関すること
- ヘ 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること

第16条第1項第1号中ルをカとし、ヌをワとし、リをヲとし、チをルとし、同号ト中「地域福祉課」を「地域医療対策課」に改め、同号中トをヌとし、への次に次のように加える。

- ト 引揚者及び未帰還者等の援護に関する事
- チ 戦没軍人軍属等の弔慰及び追悼に関する事
- リ 旧軍人軍属の恩給に関する事

第16条第1項第2号中「地域福祉課」を「地域医療対策課」に改め、同号イからニまでを次のように改める。

- イ 病院その他の医療機関に関する事
- ロ 医師その他の医療従事者に関する事（保健業務課で所掌するものを除く。）
- ハ 医療社会事業に関する事
- ニ 死体の解剖及び保存に関する事

第16条第1項第2号中ホからトまでを削り、チをホとし、リをへとし、同条第2項中「事務は」を「事務は、」に改める。

第2章第2節第2款中第4目を第5目とする。

第2章第2節第2款第3目の次に次の1目を加える。

第4目 子育て推進部各課の分掌事務

（子育て推進部各課の分掌事務）

第15条の2 子育て推進部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 子育て支援課

- イ 少子化対策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 児童の健全育成に関する事
- ハ 保育対策に関する事
- ニ 保育士に関する事
- ホ こども館の管理に関する事
- へ 子育て推進部内の庶務に関する事
- ト 子育て推進部内の連絡調整に関する事
- チ その他子育て推進部の分掌事務で子ども家庭課及び青少年・男女共同参画課の所掌に属しないものに関する事

(2) 子ども家庭課

- イ 児童委員に関する事
- ロ 子ども手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事
- ハ 要保護児童の福祉に関する事
- ニ 母子及び寡婦福祉に関する事
- ホ 婦人保護に関する事
- へ 配偶者からの暴力による被害者の保護に関する事
- ト 母子保健に関する事
- チ 母体保護に関する事
- リ 乳幼児等及び母子家庭等の医療の給付に関する事
- ヌ 福祉相談センター、児童相談所、乳児院、朝日学園、婦人相談所及び金谷寮に関する事

(3) 青少年・男女共同参画課

- イ 女性に関する施策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 男女共同参画社会の形成に関する施策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ハ 青少年健全育成の総合企画、調整及び推進に関する事
- ニ 青少年の非行防止及び事故防止に関する事
- ホ 男女共同参画センターの管理に関する事

「第4款 出納局各課の分掌事務」を「第4款 会計局各課の分掌事務」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「出納局各課」を「会計局各課」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 会計課

- イ 局内における人事、予算その他庶務に関する事
- ロ 現金及び有価証券（公有財産及び基金に属するものを含む。）の出納保管及び記録に関する事
- ハ 県公金に関する現金の運用に関する事

- ニ 県債の償還に関する事
- ホ 歳計現金の収支計画に関する事
- ヘ 県指定金融機関等に関する事
- ト 現金及び財産の記録管理に関する事
- チ 決算の調製に関する事
- リ 国費の会計事務の処理に関する事
- ヌ 集中調達物品に係る保証金及び違約金に関する事
- ル 依頼に基づく物品の調達に関する事
- ヲ 物品の出納、保管及び処分に関する事
- ワ 会計事務の指導及び検査に関する事
- カ 出納員及びその他の会計職員に関する事
- コ 会計検査院の行う検査の総括に関する事
- タ 財務会計システムの運用管理に関する事
- レ 支出負担行為の確認に関する事
- ソ 県費に係る支出命令及び源泉徴収した所得税等に係る歳入歳出外現金の出納通知の審査に関する事
- ツ 県費及び国費に係る支払に関する事
- ネ 県証紙（自動車税証紙を除く。）に関する事
- ナ 工事検査課の所掌に属しない事務に関する事

第22条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

2 会計課の分掌事務のうち前項第1号ワからネまでに掲げる事務は、指導審査室で所掌する。

第23条中「知事直轄の組織、」を削り、「出納局」を「会計局」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「、消防防災係」を削り、

税務課	直税第一担当、直税第二担当、直税第三担当、間税担当、納税担当、管理担当
地域支援課	地域振興担当、県民生活担当

を

課税課	直税第一担当、直税第二担当、直税第三担当、直税第四担当、間税担当、収納担当
納税課	納税担当、管理担当
地域振興課	地域振興担当、子ども・青少年育成担当

に、「商工振興

担当」を「商工労政担当」に、

企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当

を

経営企画担当、地域第一担当、地域第二担当

に、

地域づくり担当、産地づくり担当

を

経営企画担当、地域第一担当、地域第二担当

に、

西村山建設総務課	自動車運転担当、経理係、行政係、建設リサイクル担当	寒河江市
西村山用地課	用地担当	寒河江市

を

西村山建設総務課	自動車運転担当、経理係、行政係、建設リサイクル担当	寒河江市
----------	---------------------------	------

に、

北村山建設総務課	自動車運転担当、経理係、行政係、建設リサイクル担当	村山市	を
北村山用地課	用地担当	村山市	

北村山建設総務課	自動車運転担当、経理係、行政係、建設リサイクル担当	村山市	に改
----------	---------------------------	-----	----

め、同表最上総合支庁の項中「消防防災係」を「防災安全担当」に、地域支援課 を 地域振興課 に

に改め、「県民生活担当」を削り、

地域保健予防課	保健支援担当、感染症予防・健康増進担当	を
福祉課	管理担当、企画指導担当、福祉担当	

地域保健福祉課	福祉担当、高齢・障がい者福祉担当、感染症予防・健康増進担当、精神保健福祉担当	に、
子ども家庭支援課	子育て支援・女性青少年担当、母子保健担当	

企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当 を 経営企画担当、地域第一担当、地域第二担当 に、「道路・都市整備担当」を「道路・

高規格整備担当」に改め、同表置賜総合支庁の項中 地域支援課 を 地域振興課 に改め、「市町支

援担当」を削り、「企画担当」を「健康企画担当」に改め、「健康増進担当」を削り、「産業振興担当、商工労政担当」を「産業振興労政担当」に、「企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当」を「経営企画担当、地域

第一担当、地域第二担当」に、地域づくり担当、産地づくり担当 を 経営企画担当、地域第一担当、地域第二担当 に、

野川水系ダム管理課	ダム管理担当	長井市	を
西置賜建設総務課	自動車運転担当、経理係、行政係、建設リサイクル担当	長井市	
西置賜用地課	用地担当	長井市	

西置賜建設総務課	自動車運転担当、経理係、行政係、建設リサイクル担当	長井市	に、
----------	---------------------------	-----	----

維持調査担当、工事担当 を 維持調査担当、工事担当、ダム管理担当 に改め、同表庄内総合支庁の項中「消防

防災係」を「防災安全担当」に、「管理担当」を「管理担当、収納担当」に、

	地域支援課	企画調整担当、地域政策担当、市町支援担当、県民生活担当	
保健福祉環境部	保健企画課	総務係、感染症対策担当、健康企画・調整担当、医薬事担当	を
	検査課	検査係	

	地域振興課	地域振興担当、市町行政担当	
保健福祉環境部	保健企画課	総務係、感染症対策担当、健康企画・調整担当、医薬事担当	に、

	地域保健福祉課	地域福祉支援担当、生活福祉支援担当、高齢者介護支援担当、障がい者支援担当	を
--	---------	--------------------------------------	---

	地域保健福祉課	地域福祉支援担当、生活福祉支援担当、高齢者介護支援担当、障がい者支援担当	に、
	子ども家庭支援課	子育て支援係、母子保健担当、女性青少年担当	

「商工労政担当」を「商工物流担当、雇用労政係」に、「企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当」を「経営企画担当、地域第一担当、地域第二担当」に、

「庶務係、地域づくり担当、産地づくり担当」を「庶務係、経営企画担当、地域第一担当、地域第二担当」に、「東田川郡庄内町」を

「東田川郡三川町」に改め、「港湾振興担当」を削り、同条第3項の表村山総合支庁の項中

総務企画部	総務課	出納局		を
-------	-----	-----	--	---

総務企画部	総務課	防災安全室	生活安全担当、消防防災担当	に、
		出納室		

建設部	河川砂防課	留山川ダム建設室	設計担当、工事担当	を
-----	-------	----------	-----------	---

建設部	河川砂防課	留山川ダム建設室	設計担当、工事担当	に改め、同表置賜総合支庁
	西村山建設総務課	用地室		
	北村山建設総務課	用地室		

の項中 「森林整備課 森づくり推進室 森づくり担当、里山造林担当」を

	森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山 造林担当	に改め、同表庄内総合支庁
	建設部	西置賜建設総務課	用地室	

の項中

地域保健福祉課	子ども家庭支援室
---------	----------

 を

生活衛生課	検査室
-------	-----

 に、

	森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山 造林担当	を
--	-------	---------	-------------------	---

	森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山 造林担当	に改める。
建設部	港湾事務所	港湾振興室		

第32条第1号ホ中「、青少年対策、男女共同参画」を削り、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 青少年対策及び男女共同参画に関する事（村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）

第32条第2号に次のように加える。

ニ 青少年対策及び男女共同参画に関する事（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）

第33条第1号中レをナとし、タをネとし、ヨをタとし、同タの次に次のように加える。

レ 犯罪のない安全で安心なまちづくり、交通安全対策及び交通事故被害者対策に関する事（置賜総合支庁を除く。）

ソ 消費者の利益の擁護及び増進に関する事（村山総合支庁総務企画部総務課、最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）

ツ 消費生活に係る相談に関する事（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）

第33条第1号中カをヨとし、ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 宗教法人に関する事（最上総合支庁に限る。）

第33条第2号中「税務課」を「税務課、課税課」に改め、同号イ中「こと」を「こと（自動車取得税については課税課及び庄内総合支庁に限り、自動車税については税務課及び課税課に限る。）」に改め、同号ロからホまでの規定中「こと」を「こと（課税課を除く。）」に改め、同条第3号中「地域支援課」を「地域振興課」に改め、同号レを次のように改める。

レ 青少年対策及び男女共同参画の推進並びに総合支庁における少子化対策の総合調整に関する事（村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）

第33条第3号ラ中「消費生活に関する相談については庄内総合支庁」を「置賜総合支庁」に改め、同号中ラをムとし、同号ナ中「こと」を「こと（最上総合支庁を除く。）」に改め、同号中ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レの次に次のように加える。

ソ 犯罪のない安全で安心なまちづくり、交通安全対策及び交通事故被害者対策に関する事（置賜総合支庁に限る。）

第33条第3号に次のように加える。

ウ 消費生活に係る相談に関する事（置賜総合支庁に限る。）

第33条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 納税課

イ 県税その他の徴収金の徴収に関する事

ロ 税外収入の滞納処分に関する事

ハ 受託徴収金の徴収に関する事

ニ 納税貯蓄組合に関する事

第34条第1号ロ中「社会福祉法」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」に、「こと」を「こと（子ども家庭支援課で所掌するものを除く。）」に改め、同号ニ及びホ中「生活福祉課」を「生活福祉課及び最上総合支庁を除き、庄内総合支庁にあつては子ども家庭支援課で所掌するもの」に改め、同号リ中「生活福祉課」を「生活福祉課及び最上総合支庁」に改め、同号ヌ中「生活福祉課」を「生活福祉課及び最上総合支庁を除き、庄内総合支庁にあつて

は子ども家庭支援課で所掌するもの」に改め、同号ル及びワ中「生活福祉課」を「生活福祉課及び最上総合支庁」に改め、同号ワ中「児童手当」を「子ども手当」に、「生活福祉課を除く」を「福祉企画課及び置賜総合支庁に限る」に改め、同号カ中「生活福祉課」を「生活福祉課及び最上総合支庁」に改め、同号ヨ中「生活福祉課を除く」を「福祉企画課及び置賜総合支庁に限る」に改め、同号タ中「生活福祉課を除く」を「生活福祉課及び置賜総合支庁に限る」に改め、同号レ中「福祉企画課を除く」を「生活福祉課及び置賜総合支庁に限る」に改め、同号ツ中「地域保健福祉課」を「置賜総合支庁」に改め、同号ネ及びビナを次のように改める。

ネ 生活習慣病、感染症、特定疾患その他特殊の疾病に関すること（最上総合支庁に限る。）

ナ 老人保健に関すること（最上総合支庁に限る。）

第34条第1号中ラをオとし、ナの次に次のように加える。

ラ 健康づくり及び体力づくりの推進に関すること（最上総合支庁に限る。）

ム 栄養改善に関すること（最上総合支庁に限る。）

ウ 公害に係る健康の調査及び対策に関すること（最上総合支庁に限る。）

キ 栄養士に関すること（最上総合支庁に限る。）

ノ 介護予防に関すること（最上総合支庁に限る。）

第34条第3号中サをキとし、同号ア中「庄内総合支庁」を「置賜総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号中アをサとし、テをアとし、同号エ中「庄内総合支庁」を「置賜総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号中エをテとし、同号コ中「庄内総合支庁」を「置賜総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号中コをエとし、同号フ中「庄内総合支庁」を「置賜総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号中フをコとし、同号ケ中「生活習慣病、」を削り、「地域保健福祉課」を「子ども家庭支援課」に改め、同号中ケをフとし、マの次に次のように加える。

ケ 生活習慣病に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）

第34条第3号に次のように加える。

ユ 市町村の社会福祉に関する事務の助言に関すること（最上総合支庁に限る。）

メ 社会福祉法人及び社会福祉施設に関すること（最上総合支庁に限る。）

ミ 介護保険に関する指導助言及び相談に関すること（最上総合支庁に限る。）

シ 社会福祉統計に関すること（最上総合支庁に限る。）

エ 民生委員及び児童委員に関すること（最上総合支庁に限る。）

ヒ 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること（最上総合支庁に限る。）

第34条第5号中カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ 衛生上の試験及び検査に関すること（庄内総合支庁に限る。）

第34条第6号中ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「こと」を「こと（村山総合支庁に限る。）」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、同号へ中「こと」を「こと（村山総合支庁に限る。）」に改め、同号中へをトとし、同号ホ中「こと」を「こと（村山総合支庁に限る。）」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「こと」を「こと（村山総合支庁に限る。）」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「生活習慣病、」を削り、同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 生活習慣病に関すること（村山総合支庁に限る。）

第34条に次の1号を加える。

(7) 子ども家庭支援課

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める援護又は育成の措置に関すること

ロ 児童福祉並びに母子及び寡婦福祉に係る市町村の社会福祉に関する事務の助言に関すること（庄内総合支庁に限る。）

ハ 児童福祉並びに母子及び寡婦福祉に係る社会福祉法人及び社会福祉施設に関すること（庄内総合支庁に限る。）

ニ 児童福祉並びに母子及び寡婦福祉に係る社会福祉統計に関すること（庄内総合支庁に限る。）

ホ 重度心身障がい者、乳幼児及び母子家庭等の医療の給付に関すること（最上総合支庁に限る。）

へ 子ども手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること

ト 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること（最上総合支庁に限る。）

チ 母子福祉資金及び寡婦福祉資金に関すること

リ 婦人相談、母子相談、家庭児童相談等に関すること

ヌ 配偶者からの暴力に関する相談及び指導、被害者への情報提供等に関すること

- ル 母子保健に関すること
- ヲ 原子爆弾被害者に対する援護に関すること（庄内総合支庁に限る。）
- ワ 母体保護に関すること
- カ 難病患者の支援に関すること（庄内総合支庁に限る。）
- ヨ 青少年対策及び男女共同参画の推進並びに総合支庁における少子化対策の総合調整に関すること

第35条第2号ハ中「担い手」を「農業者」に改める。

第36条第1号ロ中「、西村山用地課」、「、北村山用地課」及び「、西置賜用地課」を削り、同号中レをキとし、タをウとし、ヨをムとし、カをラとし、ワをナとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 土木事業の施行に伴う土地等の取得、借入及び補償に関すること（西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課に限る。）

カ 土地等の取得、使用に伴う登記に関すること（西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課に限る。）

ヨ 国土開発幹線自動車道の用地取得に係る連絡調整等に関すること（北村山建設総務課に限る。）

タ 都市計画区域内の土地の先行取得に関すること（西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課に限る。）

レ 廃川、廃道敷地の取得及び処分に関すること（西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課に限る。）

ソ 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること（西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課に限る。）

ツ 公有水面（湖沼に限る。）の埋立てに関すること（西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課に限る。）

ネ 測量標に関すること（西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課に限る。）

第36条第2号中「、西村山用地課、北村山用地課及び西置賜用地課」を削り、同号ハ中「北村山用地課、」を削り、同条第6号中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 木地山ダムの維持管理に関すること（置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に限る。）

第36条第10号中「、野川水系ダム管理課」を削る。

第3章第2節の2を削る。

「第1款 職員育成センター」を削る。

「第2款 自動車税事務所」を削る。

第42条から第44条までを次のように改める。

第42条から第44条まで 削除

第3章第3節第3款及び第4款を削る。

「第4節 文化環境部所管の出先機関」を「第4節 生活環境部所管の出先機関」に改める。

第45条の前に次の款名を付する。

第1款 環境科学研究センター

第48条から第59条までを削る。

第3章第4節第1款の次に次の3款を加える。

第2款 消防学校

（設置）

第48条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条の規定により消防職員及び消防団員の教養訓練を行うため、山形県消防学校を東田川郡三川町に置く。

（所務）

第49条 消防学校は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること
- (2) 消防に関する調査、研究等に関すること
- (3) 山形県防災学習館の管理に関すること

（内部組織）

第50条 消防学校に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる担当を置く。

課名	担当名
総務課	庶務担当
教務課	

第3款 消費生活センター

（設置）

第51条 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項の規定により、消費生活に関する相談及び苦情を処理するため、山形県消費生活センターを山形市に置く。

（所務）

第52条 消費生活センターは、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 消費生活に関する相談、苦情処理のためのあつせん及び商品テストに関すること
- (2) 消費者の研修に関すること
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集及び資料の提供に関すること

（内部組織）

第53条 消費生活センターに庶務係、消費者行政企画担当及び消費生活相談担当を置く。

第4款 職業能力開発校

（名称及び位置）

第54条 山形県立職業能力開発校条例（昭和49年3月県条例第23号）に基づき置かれた職業能力開発校の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立山形職業能力開発専門校	山形市

（所務）

第55条 職業能力開発校は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 普通職業訓練その他職業訓練に関すること
- (2) 在宅による就労に関する相談及び能力開発に関すること

（内部組織）

第56条 職業能力開発校に次の表の左欄に掲げる係及び課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる科を置く。

係・課名	科名
庶務係	
訓練課	自動車科、建設技術科
能力開発支援課	

（分校）

第57条 山形県立職業能力開発校条例により山形職業能力開発専門校に置かれた分校の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立庄内職業能力開発センター	酒田市

- 2 庄内職業能力開発センターは、山形職業能力開発専門校の処理する第55条に規定する事務を分掌する。
- 3 庄内職業能力開発センターに次の表の左欄に掲げる係及び課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる科及び担当を置く。

係・課名	科・担当名
庶務係	
訓練課	金属技術科、能力開発支援担当

第58条及び第59条 削除

第3章第4節の次に次の1節を加える。

第4節の2 子育て推進部所管の出先機関

第1款 福祉相談センター

(設置)

第59条の2 中央児童相談所、婦人相談所、金谷寮、身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所の事務を総括するため、山形県福祉相談センターを山形市に置く。

(内部組織)

第59条の3 福祉相談センターに次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

課名	係・担当名
総務企画課	総務係
児童緊急対策課	
相談判定課	相談判定担当、婦人相談担当
更生課	
地域指導課	
保護課	

第2款 児童相談所

(名称、位置及び管轄区域)

第59条の4 設置条例第4条の規定により置かれた児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
山形県中央児童相談所	山形市	山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡
山形県庄内児童相談所	鶴岡市	鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡

(所務)

第59条の5 児童相談所は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 市町村の児童の福祉についての相談、調査及び指導の実施に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する

情報の提供その他必要な援助に関すること

(2) 児童の福祉についての相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること

(3) 児童の福祉についての調査、判定、指導及び援助並びに児童の一時保護に関すること

(内部組織)

第59条の6 庄内児童相談所に庶務係、相談判定担当、地域指導担当及び一時保護担当を置く。

第3款 乳児院

(名称及び位置)

第59条の7 山形県立児童福祉施設設置条例（昭和39年3月県条例第16号）により置かれた乳児院の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立鶴岡乳児院	鶴岡市

(所務)

第59条の8 乳児院は、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 乳児の保育及び看護に関すること

(2) 乳児の環境衛生に関すること

(3) 乳児の精神発達に関すること

(内部組織)

第59条の9 乳児院に庶務係及び保育担当を置く。

第4款 朝日学園

(名称及び位置)

第59条の10 山形県立児童福祉施設設置条例により置かれた朝日学園の名称及び位置は同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立朝日学園	西村山郡大江町

(所務)

第59条の11 朝日学園は、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 入所又は通所をしている児童の生活指導に関すること

(2) 入所又は通所をしている児童の職業指導に関すること

(3) 入所又は通所をしている児童の学校教育法（昭和22年法律第26号）に準拠する学校教育に関すること

(内部組織)

第59条の12 朝日学園に庶務係及び指導担当を置く。

第5款 婦人相談所

(設置)

第59条の13 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定により、山形県婦人相談所を山形市に置く。

(所務)

第59条の14 婦人相談所は、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 要保護女子に関する問題の相談に関すること

(2) 要保護女子及びその家庭に対する調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに附随する指導に関すること

(3) 要保護女子の一時保護に関すること

(4) 配偶者からの暴力に関する相談及び指導並びに被害者の一時保護及び情報提供等に関すること

第6款 金谷寮

(名称及び位置)

第59条の15 山形県婦人保護施設金谷寮条例（昭和39年3月県条例第15号）により置かれた金谷寮の名称及び位置

は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県婦人保護施設金谷寮	山形市

(所務)

第59条の16 金谷寮は、要保護女子の収容並びに独立自活に必要な指導及び援助に関する事務を処理する。

第86条の表中「リハビリテーション科」を「リハビリテーション科、療食指導科」に改める。

「第6節 商工労働観光部所管の出先機関」を「第6節 商工観光部所管の出先機関」に改める。

第124条を削る。

第3章第6節第2款の次に次の1款を加える。

第2款の2 産業技術短期大学校

(名称及び位置)

第124条 山形県立産業技術短期大学校条例(平成4年12月県条例第45号)により置かれた産業技術短期大学校の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立産業技術短期大学校	山形市

(所務)

第124条の2 産業技術短期大学校は、高度職業訓練に関する事務を処理する。

(内部組織)

第124条の3 産業技術短期大学校に事務局を置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課並びに同表の右欄に掲げる係、担当及び科を置く。

課名	係・担当・科名
総務企画課	総務係
教務学生課	教務学生担当、機械システム系デジタルエンジニアリング科、機械システム系メカトロニクス科、知能電子システム科、情報システム科、建築環境システム科、産業技術専攻科

(分校)

第124条の4 山形県立産業技術短期大学校条例により産業技術短期大学校に置かれた分校の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立産業技術短期大学校庄内校	酒田市

2 産業技術短期大学校庄内校は、産業技術短期大学校の処理する第124条の2に規定する事務を分掌する。

3 産業技術短期大学校庄内校に事務局を置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課並びに同表の右欄に掲げる係及び科を置く。

課名	係・科名
総務課	庶務係
教務学生課	制御機械科、電子情報科、国際経営科

「第5款及び第6款 削除」を削る。

「第7款 産業技術短期大学校」を削る。

「第8款 職業能力開発校」を削る。

第3章第6節第4款中第132条から第143条までを次のように改める。

第132条から第143条まで 削除

第149条の表中 「作物資源開発部」 を 「土地利用型作物部」 に改める。

第151条第2号中「作物資源開発部」を「土地利用型作物部」に改める。

「第8節 土木部所管の出先機関」を「第8節 県土整備部所管の出先機関」に改める。

第191条第8号を削る。

第194条第2項の表中 「保健企画課、地域保健予防課」 を 「保健企画課、地域保健福祉課、子ども家庭支援課」 に、

「検査課、生活衛生課、地域保健福祉課」を「生活衛生課、地域保健福祉課、子ども家庭支援課」に改める。

第197条の表中 「東田川郡庄内町」 を 「東田川郡三川町」 に改める。

第199条の表中

名称	担任する事務	庶務担当課及び出先機関
山形県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第2項及び第3項並びに第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関すること	子ども家庭課及び地域福祉課
山形県青少年健全育成審議会	山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること	女性青少年課
山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	

を

「

名称	担任する事務	庶務担当課及び出先機関
----	--------	-------------

」 に、

山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による個人情報の保護に	文書課
----------------	---	-----

	関する事項について調査審議すること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること	
山形県情報公開・個人情報保護審査会	山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条及び山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること	
山形県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益法人の認定等に関する事項の調査審議に関すること	文書課並びに公益法人を所管する課
山形県自治紛争処理委員	法第251条の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停等に関すること	市町村支援課
山形県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目、固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関すること	
山形県市町村合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること	
山形県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について、知事の諮問に応じ審議すること及び当該重要事項に関し知事に意見を述べること	生活安全調整課
山形県消費生活審議会	山形県消費生活条例（平成18年3月県条例第17号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る重要事項を調査審議すること並びに県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要事項に関し必要と認める事項を知事に建議すること	
山形県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関すること	

山形県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等に関すること	総合防災課	を
山形県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関すること		
山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8の規定による実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関すること		
山形県総合政策審議会	県の総合的な計画の策定及び実施に関する事項並びに国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項及び国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定による県計画及び土地利用基本計画に関する意見の陳述、市町村計画に関する知事の助言又は勧告に関する意見の陳述並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項の調査審議並びに国土調査に関する重要事項の調査審議に関すること	政策企画課	
山形県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による公立大学法人の業務の実績に関する評価等に関すること	学術振興課及び健康福祉企画課	
山形県環境審議会	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定による自然環境の保全、鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉の保護及び利用に関する重要事項並びに環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関すること	環境企画課	
山形県公害審査会	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定による公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁を行うこと並びにその他同法の規定による権限事項に関すること		

山形県環境影響評価審査会	山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）の規定による環境影響評価その他の手続に係る事項を調査審議すること	
山形県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること	健康福祉企画課
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関すること	
山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	地域福祉課
山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	

山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること	学事文書課
山形県情報公開・個人情報保護審査会	山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条及び山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること	
山形県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による公立大学法人の業務の実績に関する評価等に関すること	学事文書課及び健康福祉企画課

山形県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づく公益法人の認定等に関する事項の調査審議に関すること	学事文書課及び公益法人を所管する課
山形県総合政策審議会	県の総合的な計画の策定及び実施に関する事項並びに国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第1項及び国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定による県計画及び土地利用基本計画に関する意見の陳述、市町村計画に関する知事の助言又は勧告に関する意見の陳述並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項の調査審議並びに国土調査に関する重要事項の調査審議に関すること	政策企画課
山形県自治紛争処理委員	法第251条の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停等に関すること	市町村課
山形県固定資産評価審議会	地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目、固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関すること	
山形県環境審議会	自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項の規定による自然環境の保全、鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉の保護及び利用に関する重要事項並びに環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関すること	地球温暖化対策課
山形県公害審査会	公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)の規定による公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁を行うこと並びにその他同法の規定による権限事項に関すること	
山形県環境影響評価審査会	山形県環境影響評価条例(平成11年7月県条例第29号)の規定による環境影響評価その他の手続に係る事項を調査審議すること	みどり自然課
山形県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について、知事の諮問に応じ審議すること及び当該重要事項に関し知事に意見を述べること	危機管理課

山形県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等に関すること		に改め、同表山形県
山形県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関すること		
山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8の規定による実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関すること		
山形県消費生活審議会	山形県消費生活条例（平成18年3月県条例第17号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る重要事項を調査審議すること並びに県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要事項に関し必要と認める事項を知事に建議すること	くらし安心課	
山形県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関すること		
山形県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じて、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること	雇用対策課	
山形県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第2項及び第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関すること	子ども家庭課及び健康福祉企画課	
山形県青少年健全育成審議会	山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること	青少年・男女共同参画課	
山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること		

山形県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること	地域医療対策課
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関すること	
山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	
山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	

産業構造審議会の項中「商工労働観光部」を「商工観光部」に改め、同表中

山形県小売商紛争調停員	小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）第15条に規定する紛争の調停に関すること	商業経済交流課
山形県大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議すること	
山形県観光事業審議会	観光事業に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	観光振興課
山形県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じて、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること	雇用労政課

を

山形県小売商紛争調停員	小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）第15条に規定する紛争の調停に関する事	商業・まちづくり振興課
山形県大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議すること	
山形県観光事業審議会	観光事業に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	観光交流課

に、

山形県土地収用あつせん委員	土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2の規定による土地等の取得に関する紛争についてのあつせんに関する事	管理課
山形県土地収用仲裁委員	土地収用法第15条の7の規定による土地等の取得に関する紛争についての仲裁に関する事	
山形県土地収用事業認定審議会	土地収用法に基づく事業の認定に関し、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること	
山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関する事	
山形県屋外広告物審議会	知事の諮問に応じ、山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第1条に規定する広告物及びこれを掲出する物件に関する重要事項を審議すること	
山形県景観審議会	山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議すること	
山形県建設工事紛争審査	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあつせん、調停及び仲裁に関する事	建設企画課
山形県地方港湾審議会	重要港湾及び地方港湾に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	交通政策課

を

山形県土地収用あつせん委員	土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2の規定による土地等の取得に関する紛争についてのあつせんに関すること	用地課
山形県土地収用仲裁委員	土地収用法第15条の7の規定による土地等の取得に関する紛争についての仲裁に関すること	
山形県土地収用事業認定審議会	土地収用法に基づく事業の認定に関し、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること	
山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関すること	
山形県建設工事紛争審査	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあつせん、調停及び仲裁に関すること	建設企画課

に、



山形県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項及び第2項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること	河川砂防課
----------	---	-------

を

山形県屋外広告物審議会	知事の諮問に応じ、山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第1条に規定する広告物及びこれを掲出する物件に関する重要事項を審議すること	
山形県景観審議会	山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議すること	
山形県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項及び第2項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること	河川課
山形県地方港湾審議会	重要港湾及び地方港湾に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	空港港湾課

に改める。

第200条第1項の表中

局長	局	上司の命を受けて局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
子ども政策監	知事直轄の組織	上司の命を受けて知事直轄の組織の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
危機管理監	総務部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。

を

会計局長	会計局	上司の命を受けて会計局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
戦略調整監	総務部	上司の命を受けて特定課題に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
危機管理監	生活環境部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。
局長（会計局長を除く。）	局	上司の命を受けて局の事務を整理する。

に改め、同表次長の項

中「及び局」を「及び会計局」に、「局長」を「会計局長」に、「又は局」を「又は会計局」に改め、同表中

室長	室（課内室を除く。）	上司の命を受けて室（課内室を除く。）の事務を整理する。
----	------------	-----------------------------

を

医療政策監	健康福祉部	部長を補佐し、医療の課題に関する事務を整理する。
技術戦略監	農林水産部	部長を補佐し、農業技術の課題に関する事務を整理する。
整備推進監	県土整備部	部長を補佐し、土木事業の課題に関する事務を整理する。

に改め、同表危機管理

員の項中「(知事直轄の組織を含む。)」を削り、同表中

参事	健康福祉部及び土木部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。
産業連携推進監	農林水産部及び商工労働観光部	部長を補佐し、農林水産部及び商工労働観光部の連携に関する事務を整理する。

を

参事	健康福祉部、農林水産部及び県土整備部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。
----	--------------------	---------------------

に改め、同条第2項中

「を課」を「を課（戦略調整監所属を含む。）」に改め、同項の表中

副主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。
-----	--------------------------

を

副主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。
主幹補佐	主幹を補佐し、特定課題に関する事務を整理し、及び担当事務を有する場合にあつては担当事務を処理する。

に、

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
----	--------------------

を

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。

に改め、同条第3項の

表を次のように改める。

職	職務
技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
主任技能員	技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。
施設技能員	

第201条第1項の表校長の項出先機関の組織の欄中「消防学校」を「消防学校、職業能力開発校」に改め、「職業能力開発校」を削り、同表副所長の項出先機関の組織の欄中「福祉相談センター」を削り、「衛生研究所」を「福祉相談センター、衛生研究所」に改め、同表次長の項出先機関の組織の欄中「庄内児童相談所、自動車税事務所、」を削り、「消費生活センター」を「消費生活センター、庄内児童相談所」に改め、同表副校長の項出先機関の組織の欄中「消防学校」を「消防学校、職業能力開発校」に改め、「職業能力開発校」を削り、同表中

専攻科長	産業技術短期大学校	上司の命を受けて専攻科の事務を掌理する。
医療監	総合支庁保健福祉環境部	上司の命を受けて保健行政に関する事務を掌理する。

を

医療監	総合支庁保健福祉環境部	上司の命を受けて保健行政に関する事務を掌理する。
-----	-------------	--------------------------

に、

技監	庄内総合支庁産業経済部	上司の命を受けて、技術に関する特定事項を整理する。
参事	庄内総合支庁総務企画部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。

を

参事	庄内総合支庁総務企画部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。
----	-------------	---------------------

に改め、同条第2

項の表中

準教授	上司の命を受けて担当の教務を処理する。
主任講師	上司の命を受けて担当する指導業務を処理する。

を

準教授	上司の命を受けて担当の教務を処理する。
-----	---------------------

に、

指導員	上司の命を受けて担当する指導業務に従事する。	を
指導員	上司の命を受けて担当する指導業務に従事する。	に、
講師		
主任航海士	上司の命を受けて航海業務を処理する。	を
主任専門航海士	上司の命を受けて高度の航海業務を処理する。	に、
主任航海士	上司の命を受けて航海業務を処理する。	
機関士	上司の命を受けて機関業務に従事する。	を
機関士	上司の命を受けて機関業務に従事する。	に、
主任通信士	上司の命を受けて通信業務を処理する。	
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	を
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	
副主任講師	上司の命を受けて担当する指導業務に従事する。	に改め、同条第3

項の表を次のように改める。

職	職務
主任技能員	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。
副主任技能員	技能長又は主任技能員を補佐し、及び担当業務に従事し、又は上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
技術技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。
研究技能員	
調理技能員	
その他前条第3項の表の左欄に掲げる職	同表の右欄に定める職務

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(山形県河川総合開発協議会規則の一部改正)
- 2 山形県河川総合開発協議会規則（昭和25年1月県規則第3号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。
(固定資産評価職員の身分を証明する証票に関する規則の一部改正)
- 3 固定資産評価職員の身分を証明する証票に関する規則（昭和27年7月県規則第44号）の一部を次のように改正する。
本則中「山形県総務部市町村支援課」を「山形県総務部総合政策局市町村課」に改める。
(山形県県税規則の一部改正)
- 4 山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第3号中「総合支庁の税務課」を「総合支庁総務企画部の税務課、課税課、納税課、西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課」に改める。
第21条第2項中「自動車税事務所」を「村山総合支庁総務企画部課税課及び庄内総合支庁総務企画部税務課」に改める。
(山形県屋外広告物審議会規則の一部改正)
- 5 山形県屋外広告物審議会規則（昭和36年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号及び第2号を次のように改める。
(1) 商工観光部長
(2) 県土整備部長
第6条中「土木部管理課」を「県土整備部都市計画課」に改める。
(山形県公報発行規則の一部改正)
- 6 山形県公報発行規則（昭和37年2月県規則第6号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「総務部文書課長（以下「文書課長」を「総務部学事文書課長（以下「学事文書課長」に改め、同条第2項中「文書課長」を「学事文書課長」に改める。
第9条中「総務部文書課」を「総務部学事文書課」に、「文書課長」を「学事文書課長」に改める。
第10条中「文書課長」を「学事文書課長」に改める。
別記様式第1号中 「 総 務 部 文 書 課 受 理 」 を 「 総 務 部 学 事 文 書 課 受 理 」 に改める。
(建築基準法施行細則の一部改正)
- 7 建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。
第2条中「土木部建築住宅課」を「県土整備部建築住宅課」に改める。
(山形県証紙条例施行規則の一部改正)
- 8 山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。
第1条の2第2号中「、子ども政策室及び出納局の課長」を「及び会計局の課長（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）」に改める。
第24条中「出納局」を「会計局」に改める。
(山形県河川法施行細則の一部改正)
- 9 山形県河川法施行細則（昭和40年10月県規則第71号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「土木部河川砂防課」を「県土整備部河川課」に改める。
(ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部改正)
- 10 ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則（昭和45年1月県規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「置賜総合支庁建設部野川水系ダム管理課長」を「置賜総合支庁建設部長」に改める。

別記様式中 「
 やまがたけん
 山形県庄内総合支庁建設部
 」 を 「
 やまがたけん
 山形県〇〇総合支庁建設部
 」 に改める。

(山形県公有財産規則の一部改正)

- 11 山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1号中「山形県部等設置条例」を「山形県部設置条例」に、「の長、」を「の長及び」に、「子ども政策監及び出納局長」を「会計局長」に改め、同条第2号中「の長、出納局総務課長」を「の長（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）、会計課長」に改める。
 (山形県屋外広告物条例施行規則の一部改正)
- 12 山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。
 第20条中「土木部管理課」を「県土整備部都市計画課」に改める。
 (山形県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)
- 13 山形県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年12月県規則第56号）の一部を次のように改正する。
 第4条中「土木部建築住宅課」を「県土整備部建築住宅課」に改める。
 (山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正)
- 14 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第1号を次のように改める。
 (1) 山形県商工観光部産業政策課
 (特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)
- 15 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。
 第6条及び第7条第3項中「文化環境部文化振興課」を「生活環境部生活文化課」に改める。
 (山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則の一部改正)
- 16 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則（平成19年4月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中 「
 ※土木部建築住宅課受付欄
 」 を 「
 ※県土整備部建築住宅課受付欄
 」 に改める。

(山形県公益認定等審議会規則の一部改正)

- 17 山形県公益認定等審議会規則（平成20年3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。
 第2条中「総務部文書課」を「総務部学事文書課」に改める。
 (山形県公立大学法人評価委員会規則の一部改正)
- 18 山形県公立大学法人評価委員会規則（平成20年10月県規則第87号）の一部を次のように改正する。
 第2条中「文化環境部学術振興課」を「総務部学事文書課」に改める。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第5中	(1) 通所児童等の送迎業務に従事することを常例とする自動車運転技士 (2) 管理員	を
	調理師及び業務員	
	調理師	

(1) 通所児童等の送迎業務に従事することを常例とする行政技能員 (2) 施設技能員	に改める。
(1) 調理技能員 (2) 行政技能員	
調理技能員	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「自動車税事務所」を「村山総合支庁総務企画部の課税課及び納税課」に、「県税」を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同条第12号を削り、同条第11号中「文化環境部学術振興課」を「総務部学事文書課」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「総務部危機管理室食品安全対策課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全対策課」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「出納局工事検査課」を「会計局工事検査課」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「文化環境部文化振興課」を「商工観光部観光交流局経済交流課」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「総務部危機管理室総合防災課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 庄内総合支庁総務企画部税務課において処理する自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の徴収に関する事務

第2条第13号中「商工労働観光部雇用労政課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課」に改める。

別表第2項中	鶴岡市、酒田市、東田川郡及び飽海郡	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地2	を削
--------	-------------------	------------------------	----

り、同表第12項を削り、同表第11項中「第2条第11号」を「第2条第12号」に改め、同項を同表第12項とし、同表第10項中「第2条第10号」を「第2条第11号」に改め、同項を同表第11項とし、同表第9項中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改め、同項を同表第10項とし、同表第8項中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改め、同項を同表第9項とし、同表第7項中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改め、同項を同表第8項とし、同表第6項中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改め、同項を同表第7項とし、同表第5項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改め、同項を同表第6項とし、同表第4項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

3 第2条第3号の事務

地 域 の 区 分	駐 在 場 所
鶴岡市、酒田市、東田川郡及び飽海郡	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地2

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号**知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則**

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ロ中「、野川水系ダム管理課長」を削り、同条第2項第2号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

第18条第7号を次のように改める。

(7) 山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）による次の事項

- イ 使用料の減免に関する事
- ロ 利用料金の承認に関する事

第18条第8号に次のように加える。

- ロ 利用料金の承認に関する事

第20条中「児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条及び第8条」を「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第16条第1項の規定により読み替えて適用する同法第6条及び第7条」に、「同 法第8条」を「同条」に、「児童手当の」を「子ども手当の」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号**地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び参事」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号**地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則**

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び参事」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第33号

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年3月県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第1項から第10項までを削り、第11項を第1項とし、第12項を第2項とする。

別表第2第1項第1号中「別表第1第11項各号」を「別表第1第1項各号」に改め、同表第2項第1号中「別表第1第12項各号」を「別表第1第2項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県労働委員会事務局組織規則（昭和27年10月県規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄第1項、第2項及び第4項から第9項までの規定中「課長」を「事務局長及び課長」に改め、同表課長専決事項の欄中第12項を第13項とし、第5項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 所属職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県直営工事施行規程の一部改正)

第1条 山形県直営工事施行規程（昭和26年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

農林水産部

県土整備部

総合支庁

(山形県考査規程の一部改正)

第2条 山形県考査規程（昭和26年11月県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第11条第3項中「局長、子ども政策監、危機管理監」を「戦略調整監、会計局長」に改める。

(山形県消防職員服制の一部改正)

第3条 山形県消防職員服制（昭和26年12月県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

「危機管理室長 「危機管理・くらし安心局長

第2条中 総合防災課長 を 危機管理課長 に改める。

総合防災課職員 危機管理課職員 」

別図胸章の項中「危機管理室長」を「危機管理・くらし安心局長」に、「総合防災課長」を「危機管理課長」に、「総合防災課課長補佐」を「危機管理課課長補佐」に、「総合防災課主査」を「危機管理課消防主幹」に、「総合防災課課長補佐」を「危機管理課専門員」に、「総合防災課主査」を「危機管理課の業務名に関する主査」に、「総合支庁総務課防災安全主査」を「総合支庁総務課消防防災主査」に、「総合防災課係長」を「危機管理課主査」に、「総合支庁総務課消防防災係長」を「総合支庁総務課消防防災係長」に、「総合防災課及び」を「危機管理課及び」に改め、同図そで章の項中「危機管理室長」を「危機管理・くらし安心局長」に改め、同図帽帯の項中「危機管理室長」を「危機管理・くらし安心局長」に、「総合防災課長」を「危機管理課長、危機管理課消防主幹」に、「総合防災課課長補佐」を「危機管理課課長補佐」に改める。

（と畜場法執行手続の一部改正）

第4条 と畜場法執行手続（昭和28年12月県訓令第48号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

健康福祉部

保健所

食肉衛生検査所

（建築基準法施行細則取扱規程の一部改正）

第5条 建築基準法施行細則取扱規程（昭和30年5月県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

総合支庁

第18条中「土木部建築住宅課」を「県土整備部建築住宅課」に改める。

（山形県県有財産評価委員会規程の一部改正）

第6条 山形県県有財産評価委員会規程（昭和30年9月県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「土木部」を「県土整備部」に、「出納局 経理課長」を「会計局 会計課長」に改める。

（山形県法令審査会規程の一部改正）

第7条 山形県法令審査会規程（昭和30年11月県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第11条中「総務部文書課」を「総務部学事文書課」に改める。

（山形県土地改良地区営農改善対策協議会規程の一部改正）

第8条 山形県土地改良地区営農改善対策協議会規程（昭和31年3月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「農林水産部農村計画課」を「農林水産部農山漁村計画課」に改める。

（山形県職員審査会規程の一部改正）

第9条 山形県職員審査会規程（昭和31年6月県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「子ども政策監、出納局長」を「会計局長」に改める。

（山形県死体解剖保存法施行手続の一部改正）

第10条 山形県死体解剖保存法施行手続（昭和31年11月県訓令第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部地域医療対策課」に改める。

（山形県職員服務規程の一部改正）

第11条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「文化環境部文化振興課」を「商工観光部観光交流局経済交流課」に改める。

（山形県野川水系ダム操作規則の一部改正）

第12条 山形県野川水系ダム操作規則（昭和38年12月県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

置賜総合支庁

第16条中「置賜総合支庁建設部野川水系ダム管理課長」を「置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課長」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第17条第1号中「山形県土木部」を「県土整備部」に改める。

（山形県鳥獣保護員服務規程の一部改正）

第13条 山形県鳥獣保護員服務規程（昭和39年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

生活環境部

総合支庁

（山形県県有乗用車集中管理規程の一部改正）

第14条 山形県県有乗用車集中管理規程（昭和39年3月県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「部設置条例」を「山形県部設置条例」に、「出納局」を「会計局」に改め、同条第3号中「課を」を「課（戦略調整監所属を含む。）を」に改める。

（山形県道路管理、水防用緊急自動車等取扱規程の一部改正）

第15条 山形県道路管理、水防用緊急自動車等取扱規程（昭和39年5月県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

総合支庁

第4条中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

（山形県行政の管理改善に関する規程の一部改正）

第16条 山形県行政の管理改善に関する規程（昭和42年6月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「課」を「課、戦略調整監所属」に改める。

第3条第2項中「本庁」を「本庁（戦略調整監所属を除く。）」に、「者」を「者）、戦略調整監所属にあつては戦略調整監が指定する職にある者」に改める。

別表中 「子ども政策室 子育て支援課長

総務部 人事課長、行政改革課長、財政課長、文書課長、管財課長、税政課長」を「総務部 人事課長、行政改革課長、財政課長、学事文書課長、管財課長、税政課長」に、「総合政策室」を「総合政策局」に、

「文化環境部 文化振興課長」を「生活環境部 生活文化課長

子育て推進部 子育て支援課長」に、「商工労働観光部」を「商工観光部」に、「土木部」を「県土整備部」に、「出納局 総務課長、経理課長」を「会計局 会計課長」に改める。

（山形県荒沢ダム操作規則の一部改正）

第17条 山形県荒沢ダム操作規則（昭和42年6月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

庄内総合支庁

第15条第1号中「山形県土木部」を「県土整備部」に改める。

（山形県高坂ダム操作規則の一部改正）

第18条 山形県高坂ダム操作規則（昭和42年12月県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

最上総合支庁

第14条第1号中「土木部河川砂防課」を「県土整備部河川課」に改める。

（山形県自動車管理規程の一部改正）

第19条 山形県自動車管理規程（昭和43年10月県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「以下」を「戦略調整監所属にあつては、戦略調整監。以下」に改める。

第8条第1項中「課室」を「課室（戦略調整監所属を含む。）」に改める。

別表中「置かない課」を「置かない課（戦略調整監所属を含む。）」に、「課長の」を「課長（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）の」に改める。

（山形県蔵王ダム操作規則の一部改正）

第20条 山形県蔵王ダム操作規則（昭和45年11月県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

村山総合支庁

第15条第1号中「土木部」を「県土整備部」に改める。

（農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正）

第21条 農村地域工業等導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、子ども政策監」を削る。

第8条中「商工労働観光部工業振興課」を「商工観光部工業振興課」に改める。

別表第1中「工業振興課長、雇用労政課長、経営安定対策課長」を「雇用対策課長、工業振興課長、農業経営課長」に改める。

別表第2中「市町村支援課長、総合防災課長、環境企画課長」を「市町村課長、地域・交通政策課長、地球温暖化対策課長、水大気環境課長」に、「産業政策課長、商業経済交流課長、農村計画課長、管理課長、交通政策課長」を「危機管理課長、産業政策課長、商業・まちづくり振興課長、農山漁村計画課長、用地課長」に、「河川砂防課長」を「河川課長、空港港湾課長」に改める。

（山形県歯科技工士法施行手続の一部改正）

第22条 山形県歯科技工士法施行手続（昭和49年3月県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部地域医療対策課」に改める。

（山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行手続の一部改正）

第23条 山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行手続（昭和49年3月県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部地域医療対策課」に改める。

（山形県職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

第24条 山形県職員の職務発明等に関する規程（昭和52年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「課長」を「課長（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）」に改める。

（山形県月光川ダム操作規則の一部改正）

第25条 山形県月光川ダム操作規則（昭和54年4月県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

庄内総合支庁

第10条第1号中「土木部」を「県土整備部」に改める。

（山形県建設工事検査規程の一部改正）

第26条 山形県建設工事検査規程（昭和55年4月県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「出納局工事検査課」を「会計局工事検査課」に改める。

第9条第2項中「（子ども政策監を含む。）」を削る。

第11条中「出納局長」を「会計局長」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第27条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「文化環境部文化振興課」を「商工観光部観光交流局経済交流課」に改める。

（山形県水防用無線回線運用規程の一部改正）

第28条 山形県水防用無線回線運用規程（昭和61年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

総合支庁

第3条第1項中「土木部長」を「県土整備部長」に改め、同条第2項中「土木部次長」を「県土整備部次長」に、「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

別表無線管理責任者の欄中「土木部河川砂防課長」を「県土整備部河川課長」に、「置賜総合支庁建設部野川水系ダム管理課長」を「置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課長」に改める。

（温海川ダム操作規則の一部改正）

第29条 温海川ダム操作規則（昭和61年7月県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

庄内総合支庁

第12条第1号中「土木部河川砂防課」を「県土整備部河川課」に改める。

（山形県医療法施行手続の一部改正）

第30条 山形県医療法施行手続（昭和62年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部地域医療対策課」に改め、同条第1号中「健康福祉企画課」を「地域医療対策課」に改める。

（山形県臨床検査技師等に関する法律施行手続の一部改正）

第31条 山形県臨床検査技師等に関する法律施行手続（昭和63年3月県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部地域医療対策課」に改める。

（山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程の一部改正）

第32条 山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程（平成9年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

総合支庁

（山形県総合政策審議会事務局規程の一部改正）

第33条 山形県総合政策審議会事務局規程（平成13年4月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部総合政策室長」を「戦略調整監」に改め、同条第3項中「子ども政策監、危機管理監」を削る。

（田沢川ダム操作規則の一部改正）

第34条 田沢川ダム操作規則（平成14年3月県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

庄内総合支庁

第11条第1号中「土木部河川砂防課」を「県土整備部河川課」に改める。

第24条中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

（山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第35条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「課」を「課（戦略調整監所属を含む。）」に改める。

第3条第1項中「総務部長」を「総合政策局長」に改める。

第4条第1項中「総務部市町村支援課長」を「総務部総合政策局市町村課長」に改める。

（前川ダム操作規則の一部改正）

第36条 前川ダム操作規則（平成16年5月県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

村山総合支庁

第10条第1号中「土木部河川砂防課」を「県土整備部河川課」に改める。

第23条中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

（神室ダム操作規則の一部改正）

第37条 神室ダム操作規則（平成16年5月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

最上総合支庁

第11条第1号中「土木部河川砂防課」を「県土整備部河川課」に改める。

第24条中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

（白水川ダム操作規則の一部改正）

第38条 白水川ダム操作規則（平成16年6月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部

村山総合支庁

第11条第1号中「土木部河川砂防課」を「県土整備部河川課」に改める。

第24条中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

(山形県職員倫理規程の一部改正)

第39条 山形県職員倫理規程（平成19年10月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「(子ども政策監を含む。以下同じ。)、出納局長」を「、会計局長」に改める。

(綱木川ダム操作規則の一部改正)

第40条 綱木川ダム操作規則（平成20年3月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

県土整備部
置賜総合支庁

第10条中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

第11条第1号中「土木部河川砂防課その他土木部長」を「県土整備部河川課その他県土整備部長」に改める。

第15条第1項第2号、第20条、第23条及び第24条中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

(山形県業務管理規程の一部改正)

第41条 山形県業務管理規程（平成20年8月県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本庁の課長」を「本庁の課長（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）」に改める。

第5条中「の長」を「の長（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第10号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表管財課の項中

巡視	革靴	1	3	
----	----	---	---	--

を

巡視業務に従事する 施設技能員	制帽（夏・冬）	各1	4	
	制服（夏・冬）	各1	3	
	盛夏略衣	1	2	
	ネクタイ	2	1	
	防寒衣	1	5	
	雨外とう	1	5	
	革靴	1	3	
	ゴム長ぐつ	1	2	

に改め、同表中

環境企画課

を

「水大気環境課」に、「総合防災課及び消防学校」を「危機管理課及び消防学校」に改め、同表総合療育訓練センターの項中「及びあん摩

マッサージ指圧師」を削り、同表食肉衛生検査所の項中「及び衛生検査技師」を削り、同表産業技術短期大学校及

び職業能力開発専門校の項中

(1) 情報制御システム科、情報管理システム科及び産業情報専攻科	を	(1) 知能電子システム科、情報システム科及び産業技術専攻科	に改め、同表農業総合研究センター
----------------------------------	---	--------------------------------	------------------

の項及び農業大学校の項中「農林業務員」を「研究技能員」に改め、同表森林研究研修センターの項中

「農林業務員」

を

「研究技能員」

に改め、同表総合支庁の項中「又は軽油抜き取り検査業務」を「、軽

油抜き取り検査業務又は物件の差押業務若しくは搜索業務」に改め、「及び衛生検査技師（各担当業務に従事する業

務員を含む。）を削り、

「診療放射線技師（当該担当業務に従事する業務員を含む。）」

を

「診療放射線技師」

に、「農林業務員」を

「専ら道路、河川及び港湾の工事、補修及び監視の業務に従事する職員
港湾監視員」

を

「道路の工事、補修及び監視の業務又は港湾の工事及び補修の業務に従事する技術技能員
漁港監視又は港湾監視の業務に従事する技術技能員」

に、「ダム管理課」を「ダム管理

「研究技能員」に、

課及び西置賜河川砂防課ダム管理担当」に、「管理員」を「技術技能員」に改め、同表中

「出納局」

を

「会計局」

に改め、同表各課（室）及び各出先機関共通の項中

「巡視（山形空港事務所及び庄内総合支庁庄内空港事務所を除く。）」	制帽（夏・冬）	各1	4	を
	制服（夏・冬）	各1	3	
	盛夏略衣	1	2	
	ネクタイ	2	1	
	防寒衣	1	5	
	雨外とう	1	5	
	ゴム長ぐつ	1	2	
「専ら庁舎及び公舎の管理に従事する職員」	作業服	1	2	

「専ら庁舎及び公舎の管理に従事する職員」	作業服	1	2	
----------------------	-----	---	---	--

に、「技術手」を「施設技能員」に、

ボイラー技士
電話交換手
自動車運転技士

を

ボイラー業務に従事する施設技能員
電話交換業務に従事する行政技能員
自動車運転業務に従事する技術技能員及び行政技能員

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第11号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の課長」を「の課長（戦略調整監所属にあつては、戦略調整監。以下同じ。）」に改める。

第4条第1項中「子ども政策監、出納局長」を「会計局長」に改める。

第9条第1項第1号中「ロ、ホ及びへ」を「ニ及びホ」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号ホ中「任用規則別記様式第4号その1による。」を「別記様式第4号の2」に改め、同号中ホをニとし、へをホとし、トをへとし、チをトとし、同項第2号中「チ」を「ト」に改め、同条第3項中「別記様式第4号の2」を「別記様式第4号の3」に改める。

第10条第4項第3号を削り、同条第5項中「、本庁の課」を「、本庁の課、戦略調整監所属」に改める。

第22条の5第1項中「内申権者」を「所属長」に、「退職手当支給内申書」を「退職手当の支給に関する報告書」に、「に、」を「に」に、「内申しなければ」を「、内申権者を経て総務部長に報告しなければ」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第2項中「内申権者」を「所属長」に改める。

第29条第1項第4号中「氏名」を「氏名、本籍」に改める。

第31条第1項中「所属職員」を「所属職員が総務事務システム（職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織をいう。）により次に掲げる書類を提出することにより行うこととされている手続を行つた場合又は所属職員」に改め、同項第1号中「年次有給休暇承認申請書」を「年次有給休暇申請書」に改め、同項中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、第18号を削り、第19号を第16号とし、第20号を削り、第21号を第17号とし、第22号から第27号までを4号ずつ繰り上げ、第28号を削る。

第33条第2項中「、健康保険、厚生年金保険」を削り、同条に次の1項を加える。

3 総務厚生課長（東京事務所にあつては、東京事務所総務広報課長）は、日々雇用職員の雇用があつた場合は、当該職員について、健康保険又は厚生年金保険に関する法律に基づいて、当該保険に加入の手続をとらなければならない。

別表第1中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第16項までを1項ずつ繰り上げ、第17項を削り、第18項を第16項とする。

別表第2を次のように改める。

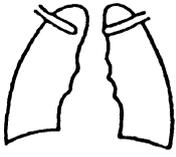
別表第2

職員の区分	主務課長
総務部長、次長及び総務部付の職員 戦略調整監及び総務部総合政策局長 生活環境部長、次長及び生活環境部付の職員 生活環境部危機管理・くらし安心局長 子育て推進部長、次長及び子育て推進部付の職員 健康福祉部長、次長、医療政策監及び健康福祉部付の職員 商工観光部長、次長、商工観光部観光交流局長及び商工観光部付の職員 農林水産部長、次長、技術戦略監及び農林水産部付の職員 県土整備部長、次長、整備推進監及び県土整備部付の職員 会計管理者、会計局長及び会計局付の職員 労働委員会事務局長	人事課長 政策企画課長 生活文化課長 危機管理課長 子育て支援課長 健康福祉企画課長 産業政策課長 農政企画課長 管理課長 会計局会計課長 労働委員会事務局審査調整課長

別表第3第2項の表中「自動車運転技士」を「行政技能員」に改める。

別記様式第4号の2を別記様式第4号の3とし、別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2

身 体 検 査 書										
氏名		性別		住所		年齢				
業 務 歴					血圧 (mm Hg)	最高	最低			
既 往 歴	(既往ツ反応)				貧血検査	血色素量	g/dl			
						赤血球数	万/mm ³			
自覚症					肝機能検査	G O T	IU/l			
						G P T	IU/l			
						γ - G T P	IU/l			
理学的所見					血中脂質検査	LDLコレステロール	mg/dl			
身長				cm		HDLコレステロール	mg/dl			
体重				kg		トリグリセライド	mg/dl			
腹囲				cm	血糖検査	mg/dl				
B M I					尿検査	糖	- ± + ++ +++			
視力	右	()				心電図検査	蛋白質	- ± + ++ +++		
	左	()			その他の検査					
聴力	右1000Hz	1 所見あり	2 所見なし							
	4000Hz	1 所見あり	2 所見なし							
	左1000Hz	1 所見あり	2 所見なし							
	4000Hz	1 所見あり	2 所見なし							
エックス線写真所見	 直接 異常なし 間接 異常あり				診 断					
					指 導 上 の 分 類	健康者	要注意者		要療養者	
					備 考					
年 月 日 検 査										
医 療 機 関 名										
医師氏名 ㊟										

注1 用紙の大きさは、A4とする。

2 その他の検査欄には、既往症、理学的所見等の上記検査との関連又は外見上から必要と思われる検査をしたときに、その検査項目及び結果を具体的に記入すること。

3 備考欄には、血糖検査を空腹時以外に行つた場合の食事から検査までの経過時間等留意事項を記入すること。

別記様式第16号から別記様式第19号までを次のように改める。
様式第16号

第 号
年 月 日

総務部長 殿

所属長 職 氏 名 印

退職手当の支給に関する報告書

元 職 名	退 職（死亡）者 ふりがな 及び遺族 氏 名	退 職（死亡） 年 月 日	退 職 事 由	ふ り が な 送 り 金 先

様式第17号 削除

様式第18号

退 職 手 当 決 定 通 知 書

氏 名

年 月 日退職による退職手当として金 円を支給する。

年 月 日

山形県知事 氏 名 印

記

根 拠 条 項	山形県職員等に対する退職手当支給条例第 条	
勤 続 期 間	年 月	
退 職 手 当 額	金	円
控 除 額	所 得 税	金 円
	道 府 県（都）民 税	金 円
	市 町 村（特別区）民 税	金 円
	住民税残額（一括徴収分）	金 円
	貸 付 金 等 返 済 額	金 円
	計	金 円
現 金 支 給 額	金	円

様式第19号

(所属長) 殿

番 号
年 月 日

人 事 課 長 団

退職手当通知書

さきに報告のあつた退職者について、別紙退職手当決定一覧表のとおり退職手当支給額が決定されたので通知します。

なお、別添のとおり退職手当決定通知書を送付しますので本人に交付してください。

(別紙)



退職手当決定一覧表

所属名	氏名	退 職 年 月 日	退 職 手当額	源泉（特別）徴収税額				住民税残額 (一括徴収分)	差引現金 支 給 額
				所得税	道府県 (都) 民 税	市町村 (特別区) 民 税	計		

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第29条第1項第4号の改正規定は、平成22年7月1日から施行する。
- 改正後の第22条の5及び別記様式第16号から別記様式第19号までの規定は、平成22年4月1日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

山形県訓令第12号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

総務部長
副知事 子ども政策監 総務部長 危機管理監 健康福祉部長 農林水産部長 土木部
子ども政策室子育て支援課長 総務部秘書広報課広報室長 総務部市町村支援課長 総務部危機管理室の生活安全調整課の課長及び地域安全対策主幹並びに総合防災課長 健康福祉部の健康福祉企画課長、長寿社会課長及び障がい福祉課長 農林水産部農村計画課長 土木部の都市計画課長及び道路課長
副知事 各部長 子ども政策監 危機管理監 会計管理者
各部の主幹課長 子ども政策室子育て支援課長 総務部危機管理室の生活安全調整課長及び総合防災課長 出納局総務課長
副知事 各部長 子ども政策監 危機管理監 会計管理者

総務部総合政策局長
副知事 総務部長 危機管理監 子育て推進部長 健康福祉部長 農林水産部長 県土整備部長 総務部総合政策局長
総務部秘書広報課広報室長 総務部総合政策局市町村課長 生活環境部危機管理・くらし安心局の危機管理課長並びにくらし安心課の課長及び地域安全対策主幹 子育て推進部子育て支援課長 健康福祉部の健康福祉企画課長、長寿社会課長及び障がい福祉課長 農林水産部農山漁村計画課長 県土整備部の都市計画課長及び道路課長
副知事 各部長 危機管理監 会計管理者
各部の主幹課長 生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長 会計局会計課長
副知事 各部長 戦略調整監 危機管理監 会計管理者

を

に、

各部の主幹課長
 子ども政策室子育て支援課長
 総務部危機管理室の生活安全調整課長
 及び総合防災課長
 土木部河川砂防課長
 出納局総務課長

副知事
 総務部長
 危機管理監
 文化環境部長
 健康福祉部長
 商工労働観光部長
 土木部長
 庄内総合支庁長

総務部人事課長
 総務部危機管理室の生活安全調整課長
 及び総合防災課長
 文化環境部文化振興課長
 健康福祉部健康福祉企画課長
 商工労働観光部の産業政策課長及び工業振興課長
 土木部の管理課長及び交通政策課長
 庄内総合支庁の総務企画部長及び建設部港湾事務所長

各部の主幹課長
 生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長
 県土整備部砂防・災害対策課長
 会計局会計課長

副知事
 総務部長
 生活環境部長
 危機管理監
 健康福祉部長
 商工観光部長
 県土整備部長
 庄内総合支庁長

総務部人事課長
 生活環境部生活文化課長
 生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長
 健康福祉部健康福祉企画課長
 商工観光部の産業政策課長及び工業振興課長
 県土整備部の管理課長及び空港港湾課長
 庄内総合支庁の総務企画部長及び建設部港湾事務所長

各部長
 子ども政策監
 危機管理監
 各総合支庁長

各部の主幹課長
 子ども政策室子育て支援課長
 総務部危機管理室生活安全調整課長
 総務部総合政策室政策企画課長
 土木部管理課県土づくり推進室長
 各総合支庁総務企画部地域支援課長

各部長
 各総合支庁長

各部の主幹課長
 総務部総合政策局政策企画課長
 県土整備部用地課長
 各総合支庁総務企画部地域振興課長

を

に改め、同表山形県公

衆浴場入浴料金審議会の項充てる職の欄中「文化環境部長」を「生活環境部長」に改め、同表中

商工労働観光部各課長

総務部総合政策室政策企画課長
 商工労働観光部各課長
 農林水産部農政企画課長

生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課長
 商工観光部各課長

総務部総合政策局政策企画課長
 生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課長
 商工観光部各課長
 農林水産部農政企画課長

を

に改め、同表山形県都

市計画審議会の項充てる職の欄中「文化環境部循環型社会推進課長」を「生活環境部循環型社会推進課長」に、「土木部」を「県土整備部」に改め、同表山形県開発審査会の項充てる職の欄中「土木部の管理課県土づくり推進室の室長及び室長補佐」を「県土整備部の用地課の課長及び課長補佐」に改め、同表山形県水防協議会の項充てる職の

欄中「土木部長」を「県土整備部長」に、「総務部危機管理室総合防災課長」を「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長」に、「土木部の」を「県土整備部の」に改め、「交通政策課空港港湾室長」を削り、「河川砂防課長及び河川砂防課砂防・災害復旧室長」を「河川課長、砂防・災害対策課長及び空港港湾課長」に、「土木部河川砂防課」を「県土整備部河川課」に、「河川管理・災害情報主査」を「河川主査」に改め、同表山形県建築審査会の項充てる職の欄中「土木部の」を「県土整備部の」に、「土木部建築住宅課」を「県土整備部建築住宅課」に改め、同表山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「土木部建築住宅課」を「県土整備部建築住宅課」に改める。

別表第2 総合支庁の項充てる職の欄中「生活福祉支援専門員」を「生活福祉支援主査」に改め、同表中

総務主査	農業大学校総務主査	を
------	-----------	---

総務専門員	農業大学校総務専門員	に、
-------	------------	----

福祉相談センター	最上地域指導主幹	最上総合支庁保健福祉環境部福祉課長	を
	置賜地域指導主幹	置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課長	
	課長補佐（最上担当）	最上総合支庁保健福祉環境部福祉課長補佐	

消費生活センター	次長	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課課長補佐（消費者行政の推進を担当するものに限る。）	に改め、同表庄内児童相談所の項中
	消費生活相談専門員	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談専門員	
	消費者行政企画主査	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費者行政企画主査	
	消費生活相談主査	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談主査	
	庶務係長	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課総務主査	
	主査	生活環境部危機管理・くらし安心局の危機管理課主査（庶務を担当するものに限る。）及びくらし安心課主査（消費者行政の推進を担当するものに限る。）	
	主事	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課主事（消費者行政の推進を担当するものに限る。）	
庄内職業能力開発センター	庶務係長	産業技術短期大学校庄内校庶務係長	
	主事	産業技術短期大学校庄内校主事	
福祉相談センター	最上地域指導主幹	最上総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長	
	置賜地域指導主幹	置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課長	
	課長補佐（最上担当）	最上総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課課長補佐	

調理師長	鶴岡乳児院調理師長
調理師	鶴岡乳児院調理師

を

技能長	鶴岡乳児院技能長
調理技能員	鶴岡乳児院調理技能員

に改め、同表消費生活センターの項を削り、同表知

的障がい者更生相談所の項中

庄内支所自動車運転技士	庄内児童相談所自動車運転技士
-------------	----------------

を

庄内支所行政技能員	庄内児童相談所行政技能員
-----------	--------------

に改め、同表高度技術研究開発センターの項中

副所長	工業技術センター副所長（総務を担当するものに限る。）
総務調整課長	工業技術センター調整主幹
庶務係長	工業技術センター総務主査

を

総務調整課長	工業技術センター副所長（総務を担当するものに限る。）
庶務係長	工業技術センター総務専門員

に改め、同表庄内職業能力開発センターの項を削り、

同表農業総合研究センター養豚試験場の項中

庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室総務主査

を

庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室庶務係長

に改め、同表病虫害防除所の項中

主査	農業総合研究センター主査
主事	農業総合研究センター主事

を

主事	農業総合研究センター主事
----	--------------

に改める。

別表第3最上保健所の項総合支庁の組織の欄中「及び地域保健予防課」を「、地域保健福祉課及び子ども家庭支援課」に改め、同表庄内保健所の項総合支庁の組織の欄中「、検査課」を削り、「及び地域保健福祉課」を「、地域保健福祉課及び子ども家庭支援課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第13号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令

山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

係長級昇任候補者研修	係長及びこれに相当する職に昇任させる候補にある者並びに受講が特に必要と認められる者	を
係長級昇任準備研修	主事・技師級研修を修了した者並びに受講が特に必要と認められる者	に改める。

第6条の2第2項中「係長級昇任候補者研修」を「係長級昇任準備研修」に、「子ども政策監、出納局長」を「会計局長」に改める。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 改正前の第6条第2項の規定による係長級昇任候補者研修を修了した者（山形県職員研修規程の一部を改正する訓令（平成21年4月県訓令第11号）附則第3項の規定により当該研修を修了した者とみなされた者を含む。）は、改正後の第6条の2第2項の規定の適用については、同項の規定による係長級昇任準備研修を修了した者とみなす。

告 示

山形県告示第317号

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程

（表彰審査委員会規程の一部改正）

第1条 表彰審査委員会規程（昭和24年7月県告示第288号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「及び子ども政策監」を削る。

（山形県測量業者登録簿閲覧の場所及び閲覧規則の一部改正）

第2条 山形県測量業者登録簿閲覧の場所及び閲覧規則（昭和37年2月県告示第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県土木部」を「山形県県土整備部」に改める。

（山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部改正）

第3条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

		村山総合支庁総務企画部税務課 自動車税事務所	を
		村山総合支庁総務企画部納税課	に改める。

（県が交付する身分証明書その他これに類するもので写真のちよう付してあるものに押す山形県証印（浮出しプレス型）及び管理者の一部改正）

第4条 昭和47年3月県告示第426号（県が交付する身分証明書その他これに類するもので写真のちよう付してあるものに押す山形県証印（浮出しプレス型）及び管理者）の一部を次のように改正する。

管理者の項中「総務部文書課長」を「総務部学事文書課長」に改める。

（山形県建設業者提出書類閲覧規程の一部改正）

第5条 山形県建設業者提出書類閲覧規程（昭和47年3月県告示第450号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県土木部」を「山形県県土整備部」に改める。

（山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所の一部改正）

第6条 昭和58年4月県告示第544号（山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

「山形県土木部管理課」を「山形県県土整備部用地課」に改める。

（山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部改正）

第7条 山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程（平成4年7月県告示第803号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「山形県文化環境部循環型社会推進課」を「山形県生活環境部循環型社会推進課」に改める。

（口頭により開示請求を行うことができる個人情報の一部改正）

第8条 平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

保育士試験	科目別得点	合格発表の日 から1月間	子ども政策室子ども家庭課
職員選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合得点、総合順位及び試験種目別得点	同	総務部人事課

を

職員選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合得点、総合順位及び試験種目別得点	合格発表の日 から1月間	総務部人事課
--------	---------------------------------	-----------------	--------

に、

狩猟免許試験	知識試験の正解数及び技能試験の得点	同	受験地を所管する総合支庁
--------	-------------------	---	--------------

を

狩猟免許試験	知識試験の正解数及び技能試験の得点	同	受験地を所管する総合支庁
山形県立職業能力開発校入校選考	科目別得点	同	受験した山形県立職業能力開発校（庄内職業能力開発センターを除く。）
職業訓練指導員試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	同	生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課
技能検定	学科試験及び実技試験の得点	同	同
技能照査	同	合格証書の交付の日から1月間	受験した山形県立職業能力開発校又は山形県立産業技術短期大学校
保育士試験	科目別得点	合格発表の日 から1月間	子育て推進部子育て支援課

に、

「商工労働観光部産業政策課」を「商工観光部産業政策課」に、

山形県立職業能力開発校入校選考	科目別得点	同	受験した山形県立職業能力開発校（庄内職業能力開発センターを除く。）
職業訓練指導員試験	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	同	商工労働観光部雇用労政課
技能検定	学科試験及び実技試験の得点	同	同
技能照査	同	合格証書の交付の日から1月間	受験した山形県立産業技術短期大学校又は山形県立職業能力開発校
農業機械士技能認定検定	同	合格発表の日から1月間	農林水産部生産技術課

「農業機械士技能認定検定」を「農業機械士技能認定検定」に改める。

（山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部改正）

第9条 山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程（平成13年10月県告示第850号）の一部を次のように改正する。

第2条中「山形県土木部建築住宅課内」を「山形県県土整備部建築住宅課内」に改める。

（山形県二級建築士名簿等閲覧規程の一部改正）

第10条 山形県二級建築士名簿等閲覧規程（平成21年3月県告示第285号）の一部を次のように改正する。

第2条中「山形県土木部建築住宅課内」を「山形県県土整備部建築住宅課内」に改める。

（山形県建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部改正）

第11条 山形県建築士事務所登録簿等閲覧規程（平成21年3月県告示第286号）の一部を次のように改正する。

第2条中「山形県土木部建築住宅課内」を「山形県県土整備部建築住宅課内」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成22年4月1日印刷
平成22年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056